

上程された議案は、それぞれ所管の総務委員会と建設経済厚生委員会に付託し、審議を行いました。

企業立地

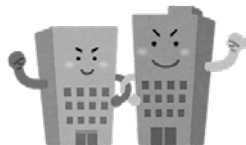
議案第 42 号 加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

建設

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）の施行に伴い、引用する条文に条ずれ等が生じたため所要の改正を行うもの。

問 法の趣旨はどのように変わったのか。

答 地域の産業集積を図っていかこうとする取り組みから、地域の中核企業が地域を牽引する事業者としてコンソーシアムを組み、企業グループを作っていくような取り組みに変わりました。



問 これまでは、産業集積された産業団地の企業に対しての援助であったが、今後は地域経済活性化の影響を与える企業に対して援助していくことになるのか。

答 産業団地は重点促進区域として緑地規制緩和などを行うとともに、市内全域を促進区域にして優遇措置が受けられるようになっていきます。

農業委員会

議案第 44 号 加西市農業委員会委員等の定数に関する条例の制定について

建設

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるもの。

- ①定数：農業委員会委員 9 名、農地利用最適化推進委員 15 名
- ②農地利用最適化推進委員の報酬を規定（月額 2 万 4,900 円）
- ③加西市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止

問 農業委員会の会議の形態や最適化推進委員の意見を述べる機会について。

答 毎月の農業委員会に最適化推進委員も含めて全員に出席いただき、まず、最適化推進委員から現場の報告を受け、意見交換をしたのち、農業委員だけで審議を行うことになると考えています。



問 最適化推進委員は、会議への出席、現場での活動など多くの業務があるが、その報酬は農業委員と比較して妥当な金額なのか。

答 現場の業務が全て最適化推進委員に移るわけではなく、農業委員にも現場業務はあり、加えて、農業委員は許可業務の審議の責任を負っていただくことになるため、金額に差が出ています。

消 防

議案第 45 号 北はりま消防組合同規約の一部変更について

総務

平成 30 年 4 月 1 日より、北はりま消防組合本部事務所が西脇市に移転することに伴い、北はりま消防組合同規約を変更するもの。

問 消防本部が移転することによる影響について。



答 消防本部の機能は、組織管理が主であり、救急活動、消防活動については、これまでどおり各署所が対応にあたるため、市民生活への影響はありません。

